

## 主文

- 1 後記「理由」欄第2記載の原処分のうち、厚生労働大臣が再審査請求人に対し、国民年金法による障害基礎年金の裁定請求を却下した部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

本件は、発病日及び初診日が昭和〇年にあると主張する多発性のう胞腎(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとし、平成〇年〇月〇日(受付)、いわゆる事後重症による請求として国年法による障害基礎年金及び厚年法による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の発病日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(多発性のう胞腎)の発病日が昭和〇年(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由により、障害給付の裁定請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求した事案である。

### 第3 問題点

- 1 事後重症による障害厚生年金は、障害の原因となった傷病(その障害の直接の

原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下同じ。)につき、その初診日が昭和61年4月1日以後の厚生年金保険の被保険者期間内にあること又はその発病日が同日前の厚生年金保険の被保険者期間内にあることという要件(以下「資格要件」という。)が満たされない者には支給されないこととなっている(厚年法第47条の2及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第67条、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「61年経過措置政令」という。)第78条。)なお、一般的に傷病の発病時期は、自覚的、他覚的に症状が認められたときをいうが、具体的には、医師の診療を受ける前に自覚症状が現れた場合には、医師がその自覚症状をその傷病によるものと認めた場合に限り、その日が発病日となり、自覚症状が現れずに医師の診療を受けた場合はその初診日が発病日となるものと解すべきである(以下において「初診日」というときは、上記の意味における発病日を含む趣旨である。))。

そして、障害給付を受けるのに必要とされる保険料納付に関する要件(以下「納付要件」という。)として、①当該傷病の初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合には、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。)の前月。以下、同じ。)までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料免除期間の月数とを合算した月数が当該被保険者期間の月数の3分の2以上であること、又は、②当該初診日の前日において、前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないことを要するとされている(厚年法第47条の2第2

項、厚年法第47条第1項ただし書、及び、60年改正法附則第20条第1項、第21条、第64条第1項、第65条参照)。

なお、2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

本件裁定請求が、当該傷病による障害を支給事由として請求されたものであることは本件記録から明らかであるところ、原処分は、請求人の障害給付の裁定請求を却下したのであるから、その理由は、請求人の当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)が厚生年金保険の被保険者であった期間(以下「厚年期間」という。)中にいることが認められないことと、請求人が国年法の規定する障害基礎年金の受給要件を満たしていないことをもその理由とするものと解されるので、本件においては、まず、① 本件初診日はいつと認めるべきか、次いで、それが厚年期間中であると認められるか否かが検討されるべきであり(この検討結果は、後記第4の1のとおりである。)、次に、② 本件初診日が厚年期間中であると認められない場合は、請求人が障害基礎年金の受給要件を満たしていないと認められるか否かが検討されるべきである(この検討結果は、後記第4の2及び3のとおりである。)

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 本件初診日について検討する。

初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法の趣旨から、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料(以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。)でなければならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有する

ものとされ、当審査会も障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、この認定基準に依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)の「第1 一般的事項」には、初診日とは、障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)の診療を受けた日をいうとされ、具体的には、① 初めて診療を受けた日(治療行為又は療養に関する指示があった日)、② 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日、③ 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、健康診断日、④ 障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ初診日となると解されており、「相当因果関係がある」とは、ある行為(事象)からそのような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為(事象)とその結果には因果関係がありとするのが相当因果関係という考え方であり、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病(通常、負傷は含まれない。)がおこらなかったであろうと認められる場合は、上記の意味における相当因果関係がありとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱われると解されている。

本件についてこれをみるに、初診日認定適格資料として認められるもの及びこれと同視し得る客観的資料を全て挙げると、① a病院(以下「a病院」という。)・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書(以下「本件診断書」という。)、② b病院・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ c病院・C医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、④ d病院・D医師作成の昭和〇年〇月〇日付証明書、⑤ e病院・E医師作成の請求人に係る平成〇年〇月〇日付入院証明書(診断書)、⑥ 〇〇健康保険組合が平成〇年〇月〇

日付で請求人に交付した健康保険継続療養証明書、⑦ a 病院・F 医師作成の平成〇年〇月〇日付身体障害者診断書・意見書があり、これらをおいて他にはないところ、これら各資料（以下「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名は当該傷病とされ、傷病の発生年月日及び初めて医師の診療を受けた日は、共に「昭和〇年 診療録で確認」、傷病の原因又は誘因は、「遺伝性（初診年月日：昭和〇年）」、既存障害及び既往症は、共に「なし」、傷病が治ったかどうかは「治っていない場合…症状の良くなる見込 無」、診断書作成医療機関における初診時所見（初診年月日：平成〇年〇月〇日）は、「多発性のう胞腎による腎機能障害」、現在までの治療の内容、期間、その他参考となる事項は「低たんぱく食 降圧薬 進行速度の遅延はみられるが徐々に進行」と記載されている。資料②は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は当該傷病、発病年月日は「不詳」、傷病の原因又は誘因は、「不詳」、発病から初診までの経過は、「c 病院で上記と診断。当院ではH〇年〇月〇日より、定期的に通院。血圧の管理、低蛋白食等の食事指導を受け、腎機能低下の評価を受けた。」、初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、終診時転帰は「中止」とされている。資料③は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は「慢性腎不全」、発病年月日は「不詳」、傷病の原因又は誘因は、「多発性嚢胞腎」、発病から初診までの経過は、「慢性腎不全増悪のためb 病院より紹介受診となる。」、初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、終診時転帰は「転医」とされている。資料④は、傷病名を「嚢胞腎」と診断し、「上記診断で外来通院中です。昭和〇年〇月〇日の検査で、…手術は可能と考えます。」と記載されている。資料⑤は、「左急性腎盂

腎炎」にて、請求人が、〇〇〇〇（平成〇）年〇月〇日から同月〇日まで入院した旨記載されている。資料⑥は、傷病名を「腎出血」として、療養給付開始年月日を「平成〇年〇月〇日」と記載されている。資料⑦は障害名を「じん臓機能障害」として、原因となった疾病・外傷名を「多発性のう胞腎 疾病」、疾病・外傷発生年月日を「昭和〇年 〇〇」と記載されている。

以上の資料を総合して検討すると、請求人は、昭和〇年〇月〇日において、嚢胞腎でd 病院にて受診し検査を受けていることが認められ、その後、e 病院（平成〇年〇月〇日初診）、b 病院（同〇年〇月〇日初診）、c 病院（同〇年〇月〇日初診）を初診していることが認められるから、本件初診日は、昭和〇年〇月〇日と認定するのが相当である。請求人は、昭和〇年にd 病院でレントゲン検査を受け腎臓憩室と診断されて手術をし、その結果多発性のう胞腎と判明したと申し立てているが、d 病院にカルテ等の診療録が残っていないため受診状況等証明書が添付できないとしているのであるから、上記主張事実の存否が確定されないのであって、初診日が昭和〇年にあることの立証責任を負う請求人がその不利益を負担することになる。上記主張は、採用することができない。そして、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）（以下「資格画面」という。）によると、請求人は、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後の再取得が昭和〇年〇月〇日であることが認められるから、請求人は、本件初診日（本件の場合、発病日）において厚生年金保険の被保険者ではない。請求人に係る資格画面及び被保険者記録照会（納付Ⅱ）から、請求人は、本件初診日において、国民年金の強制加入者であることが認められるところ、納付要件を満たしているか否かを検討するに、国年法第30条の2及び61年経過措置政令第31条（注：初診日が昭和51年10月

1日から同59年9月30日までの間にある傷病の納付要件については、60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法第30条の要件を満たす必要がある。)の規定を基に判断するところ、上記資格画面により、請求人は、納付要件を満たしていると認めることができる。

2 本件障害の状態について判断する。

本件障害の状態は、腎疾患による障害と認められるところ、これにより障害等級1級又は2級に該当する障害の状態としては、1級については、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表の9号に、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」が、2級については、国年令別表の15号に、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」が、それぞれ掲げられている。

そうして、認定基準の第3第1章「第12節/腎疾患による障害」によれば、腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであつて、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、腎疾患による障害で1級及び2級に相当すると認められるもの一部例示として、1級については、「検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表(注:本件診断書の一般状態区分表のアからオま

でと同じものである。以下、同じ。)のオに該当するもの」が、2級については、「検査成績が中等度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの」及び「人工透析療法施工中のもの」が、それぞれ掲げられている。なお、人工透析療法施行中のものは2級と認定し、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するとされている。なお、検査成績の基準を示すと、次のとおりである。

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス値	ml/分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
イ	血清クレアチニン濃度	mg/dℓ	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上
ウ	① 1日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を持続する		
	② 血清アルブミン	g/dℓ	かつ、3.0g以下		
	③ 血清総蛋白	g/dℓ	又は、6.0g以下		

(注:「ウ」の場合は、①かつ②又は①かつ③の状態を「異常」という。)

そうして、本件診断書に基づいて、本件障害の状態をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に施行された検査成績では、血清クレアチニン濃度9.8mg/dℓ、内因性クレアチニンクリアランス濃度3.7ml/dℓと、いずれも高度異常を呈し、平成〇年〇月〇日に左腕にシャント造設されている。そうして、自覚症状(悪心、食欲不振)、他覚所見(浮腫、アチドール、尿毒症症状、貧血)があり、そのうち浮腫及び貧血は「著」とされ、また、

腎不全に基づく神経症状及び消化器症状も「有」とされている。そして、一般状態区分表は、1級の要件とされている「オ」までは至らず、「エ」と判断されていることからすると、障害等級2級に該当するが、それよりさらに上位等級の1級に該当するとまでは認めることはできない。

- 3 以上によると、請求人に対し、受給権発生の日を裁定請求日とする障害等級2級の障害基礎年金を支給するのが相当であり、原処分中、これと結論を異にする障害基礎年金の裁定請求を却下した処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。